



宮 崎 県 公 報

令和元年7月1日(月曜日) 第17号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則……………(健康増進課) 1

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(福祉保健課) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“ ”) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(“ ”) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“ ”) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止……………(“ ”) 3

○有害興行の指定……………(こども家庭課) 3

○保安林の指定予定の通知(3件)……………(自然環境課) 3

○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 4

○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止……………(水産政策課) 4

公 告

○登録販売者試験の実施……………(医療薬務課) 4

○鳥獣保護区特別保護地区(指定)の指針案の縦覧……………(自然環境課) 5

○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催……………(“ ”) 5

○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商工政策課) 5

○宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請の公表……………(管理課) 6

教育委員会公告

○宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者の指定の申請の公表…………… 7

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第6号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和42年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第2号(第3条関係) [略] 備考1～3 [略] 4 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。 5 [略]	様式第2号(第3条関係) [略] 備考1～3 [略] 4 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。 5 [略]
様式第3号(第4条、第6条関係) [略] 備考1～3 [略] 4 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。 5 [略]	様式第3号(第4条、第6条関係) [略] 備考1～3 [略] 4 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。 5 [略]
様式第4号(第5条関係) [略] 備考1～4 [略] 5 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。 6 [略]	様式第4号(第5条関係) [略] 備考1～4 [略] 5 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。 6 [略]
様式第5号(第7条関係)	様式第5号(第7条関係)

[略] 備考1～3 [略] 4 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。 5 [略]	[略] 備考1～3 [略] 4 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。 5 [略]
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 123号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人うゑりんぐケアセンター宮崎	北諸県郡三股町樺山13番地2	うゑりんぐ居宅介護支援事業所	北諸県郡三股町樺山13番地2	令和元年6月11日

宮崎県告示第 124号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社メディカル介護サービス	都城市吉尾町1958番地2	介護ショップみやこのじょう	都城市吉尾町1958番地2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
有限会社メディカル介護サービス	介護ショップみやこのじょう	令和元年6月1日

宮崎県告示第 125号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社作松	児湯郡川南町大字平田1428番地8	訪問看護ステーション花ほたる	児湯郡川南町大字平田1428番地8

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡川南町大字川南20208番地1	児湯郡川南町大字平田1428番地8	令和元年5月20日

宮崎県告示第 126号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人春光会	日南市園田1丁目4-2	日南春光会病院	日南市園田1丁目4-2	平成31年4月30日
医療法人春光会	日南市園田1丁目4-2	東病院	日南市南郷町東町8番地1	平成31年4月30日
有限会社爽涼	宮崎市出来島町129-1	いわよし薬局	都城市千町5268-2	令和元年5月31日

宮崎県告示第127号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介

護事業所)から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社彩美社	宮崎市大島町高崎4332番地	デイサービスマルカの里	児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3191-1	令和元年7月1日
株式会社彩美社	宮崎市大島町高崎4332番地	訪問介護事業所友愛	児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3191-1	令和元年7月1日

宮崎県告示第128号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
1年-13	映画	たわわな気持ち 全部やっちゃおう	古澤組 〈オーピー映画〉	令和元年6月21日
1年-14	映画	ギャル番外地 シメさせてもらいます	山本組 〈オーピー映画〉	
1年-15	映画	平成風俗史 あの時もキミはエロかった	竹洞組 〈オーピー映画〉	
1年-16	映画	108(イチマルハチ) 海馬五郎の復讐と冒険	バップ、パイプライン 〈ファントム・フィルム〉	
1年-17	映画	性感治療 股ぐらの処方箋	佐々木組 〈オーピー映画〉	
1年-18	映画	人妻ねらい 熟女のあえぎ	池島組 〈新東宝映画〉	
1年-19	映画	5人の女 愛と金とセックスと…	小川組 〈オーピー映画〉	
1年-20	映画	トム・オブ・フィンランド (原題) TOM OF FINLAND	マジックアワー (フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ドイツ)	
1年-21	映画	ボーダー 二つの世界 (原題) GRÄNS (BORDER)	キノフィルムズ (スウェーデン、デンマーク)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第129号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字板屋 20(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第130号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字前田4216-1、4216-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字前田4216-1(次の図に示す部分に限る。)、4216-3
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第131号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字高畑 865-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字高畑 865-2(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第132号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1356	高田 義久 小林市真方 515番地32	採取	幼苗の育成	高田 義久 小林市北西方4698-36
1357	今村 優 小林市北西方3816番地	採取	幼苗の育成	今村 優 小林市北西方3816番地

宮崎県告示第133号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年宮崎県規則第65号)第3条の規定により、小型魚に係る定置漁業による採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項に規定する都道府県計画に定める小型魚に係る定置漁業による令和元年7月から9月までの期間別の採捕の割当量を超えたので告示する。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
令和元年12月8日(日曜日)午前10時30分から午後4時まで
- 2 試験の場所
宮崎市古城町丸尾 100番地
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
 - (1) 提出方法
持参によること。ただし、県外に居住し、かつ、県内に勤務場所を有しない者にとっては、郵送によることことができる。
 - (2) 受付期間
令和元年9月2日(月曜日)から9月13日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし郵送の場合は、書留によるものとし、9月13日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室(電話0985(26)7060)に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、当該特別保護地区の指針案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特別保護地区の名称

掃部岳鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

西都市所在の西都児湯森林管理署前ノ谷国有林 102林班及び 106林班の各林班並びに、107林班ろ小班及び 108林班ろ小班及び児湯郡西米良村所在の西都児湯森林管理署横野国有林 134林班並びに、東諸県郡国富町所在の宮崎森林管理署茶臼岳国有林2163林班は、に、およびへの各小班並びに2170林班の区域一円。

3 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

定期的な巡視の実施等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局、中部農林振興局

(2) 期間

令和元年7月1日から令和元年7月14日まで

6 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

令和元年7月1日から令和元年7月14日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該指針案についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、掃部岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
令和元年7月29日(月) 午後2時00分 から	西都市コミュニティ ーセンター 西都市聖陵町2丁目 26	掃部岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン多々良ショッピングセンター
延岡市岡富町 154番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

3 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前)延岡市多々良土地区画整理事業地内19-1-3街区
外

(変更後)延岡市岡富町 154番地 外

4 変更の年月日

平成26年6月28日

5 変更する理由

住所変更のため

6 届出年月日

令和元年6月11日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年7月1日から令和元年11月1日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年7月1日から令和元年11月1日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン多々良ショッピングセンター
延岡市岡富町 154番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

(変更前) A棟東側(駐車場No.1)	282台
B棟東側(駐車場No.2)	113台
A棟敷地北東側(駐車場No.3)	46台
A棟敷地北側(駐車場No.4)	65台
A棟敷地北西側(駐車場No.5)	178台
合計	684台
(変更後) A棟東側(駐車場No.1)	283台
B棟東側(駐車場No.2)	113台
A棟敷地北東側(駐車場No.3)	23台
A棟敷地北側(駐車場No.4)	65台
A棟敷地北西側(駐車場No.5)	178台
A棟西側(駐車場No.6)	22台
合計	684台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所 A棟敷地北側、東側及び南側(駐車場No.1)	
2箇所 B棟敷地北側及び南側(駐車場No.2)	
1箇所 駐車場No.3敷地南側	
1箇所 駐車場No.4敷地南側	
1箇所 駐車場No.5敷地東側	
(変更後) 3箇所 A棟敷地北側、東側及び南側(駐車場No.1)	
2箇所 B棟敷地北側及び南側(駐車場No.2)	
1箇所 駐車場No.3敷地南側	
1箇所 駐車場No.4敷地南側	
1箇所 駐車場No.5敷地東側	
1箇所 A棟敷地南側(駐車場No.6)	
- 4 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和2年2月12日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
令和元年6月12日
- 5 変更する理由
A棟敷地北東側駐車場にフィットネス施設の建設が予定されているため

- 6 届出年月日
令和元年6月11日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和元年7月1日から令和元年11月1日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和元年7月1日から令和元年11月1日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請の手續について次のとおり公表する。

令和元年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 宮崎県建設技術センター(以下「センター」という。)
 - (2) 所在地 宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559の1
 - (3) 設置目的 優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理試験並びに県民の安全で安心なくらしを支える技術等に対する意識の啓発に資する研修のための施設。
- 2 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務
 - (2) センターの利用に関する業務
 - (3) センターの維持及び保全に関する業務
 - (4) その他管理運営に必要な業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県建設技術センター管理規則(平成21年宮崎県規則第29号)第13条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 食品衛生法施行条例(平成12年宮崎県条例第18号)第2条の規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。(外部委託可)
- (10) 土木建設分野に係る技術、技能の習得、実習、訓練等の教育を適正かつ安全に行うため、教育職員免許、職業訓練指導員、測量士、1級土木施工管理技士等の資格を有する者を配置することができること、又は土木建設に関する職業訓練期間の指定を受けている、若しくはこれに準ずる団体として公的機関から登録若しくは認定され、土木建設に関する教育・訓練について十分な実績を有していること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県建設技術センター指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県建設技術センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県県土整備部管理課総務担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7175
- (2) 配布期間 令和元年7月1日から令和元年9月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を

添付し、提出先に持参又は送付(送付にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 提出期間 令和元年8月1日から令和元年9月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県県土整備部管理課総務担当
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

教育委員会公告

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)第5条及び都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の3の規定により、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設(以下「県スポーツ施設」という。)の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和元年7月1日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称
- ア 宮崎県体育館
イ 宮崎県ライフル射撃競技場
ウ 宮崎県総合運動公園有料公園施設
- (2) 所在地
- ア 宮崎県宮崎市宮崎駅東2丁目4番地1
イ 宮崎県宮崎市田野町乙4765番地1
ウ 宮崎県宮崎市大字熊野1443番地12ほか
- (3) 設置目的
- ア 国民体育大会をはじめとする各種全国レベルの大会に使用される等、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに、県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
- イ 本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする。なお、全国レベルのライフル射撃競技大会が可能な県内唯一の施設である。
- ウ 置県80周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設であり、国民体育大会をはじめとする各種全国レベルの大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」、県民の体力向上のための「生涯スポーツの拠点」及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 県スポーツ施設の利用に関する業務
(2) 県スポーツ施設の維持及び保全に関する業務
(3) その他県スポーツ施設の管理運営に関して県教育委員会が必

要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第7条の規定により準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の4、宮崎県体育館管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第24号)第17条、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第25号)第17条及び都市公園条例第15条の6及び都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)第34条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県スポーツ施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県スポーツ施設の指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県スポーツ施設指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県教育委員会を確認を行った上で指定管理候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502

電話番号0985(26)7247

- (2) 配布期間 令和元年7月1日から令和元年9月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 令和元年8月9日から令和元年9月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7247

12 その他

その他募集に関する詳細は、募集要領による。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年7月1日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	2号警備業務	令和元年9月24日(火)から10月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該

警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務	令和元年7月22日(月)から8月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(9) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(1) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(4) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還し

ない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

--	--